

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次	ページ
宮城県条例の一部を改正する条例	(税務課) 一

条例

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十二年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県条例第四十三号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第二号中、「第七条の二第二項又は第八条」を、「第八条の三」に改める。

附則第九条の四中、「平成二十一年度」を、「平成二十二年度」に改める。

附則第十条の七及び附則第十一条中、「平成二十二年三月三十一日」を、「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の見出し中、「課税の特例等」を、「税率の特例」に改め、同条第一項中、「この条」の下に、「から附則第十一条の四の三まで」を加え、「当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り」を削り、「かわらず」の下に、「当分の間」を加え、同条第二項中、「若しくは第二号」を、「第二号若しくは第三号」に、「第十項」を、「附則第十一条の四の三第一項」に改め、「この条」の下に、「及び附則第十一条の四の三」を加え、同条第三項第一号中、「この条」の下に、「及び附則第十一条の四の三」を加え、「附則第四条の第四第二項」を、「附則第四条の第五第一項」に改め、同号イ中、「この条」の下に、「及び附則第十一条の四の三第一項第一号」を加え、「附則第四条の第四第三項」を、「附則第四条の第五第二項」に改め、同号ハ中、「この条」の下に、「及び附則第十一条の四の三」を加え、「この条」の下に、「及び附則第十一条の四の三」

を加え、「附則第四条の第四第四項」を、「附則第四条の第五第三項」に改め、同項第二号中、「第十一項」を、「附則第十一条の四の三第二項」に改め、同条第四項中、「附則第四条の第四第五項」を、「附則第四条の第五第四項」に改め、同条第五項中、「附則第四条の第四第六項」を、「附則第四条の第五第五項」に改め、同項第一号中、「附則第四条の第四第七項」を、「附則第四条の第五第六項」に、「法施行規則附則第四条の第四第八項」を、「同条第七項」に改め、同項第二号中、「附則第四条の第四第九項」を、「附則第四条の第五第八項」に、「法施行規則附則第四条の第四第十項」を、「同条第九項」に改め、同条第六項中、「附則第四条の第四第十一項」を、「附則第四条の第五第十項」に改め、同条第七項中、「附則第四条の第四第十二項」を、「附則第四条の第五第十一項」に、「附則第四条の第四第十三項」を、「附則第四条の第五第十二項」に改め、同項第一号中、「附則第四条の第四第十四項」を、「附則第四条の第五第十三項」に改め、同号イ中、「附則第四条の第四第十五項」を、「附則第四条の第五第十四項」に改め、同項第二号中、「附則第四条の第四第十六項」を、「附則第四条の第五第十五項」に改め、同条第八項中、「第十項又は第十一項」を、「又は附則第十一条の四の三第一項若しくは第二項」に、「が平成二十二年三月三十一日」を、「が平成二十二年八月三十一日(第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日)」に、「第一号」を、「第一号又は第三号」に、「百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の一)」を、「百分の一」に、「を、第三号」を、「(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の一)」を、「百分の一」に改め、同項第一号中、「附則第四条の第四第十八項」を、「附則第四条の第五第十七項」に、「法施行規則附則第四条の第四十九項」を、「同条第十八項」に改め、同項第二号中、「附則第四条の第四第二十項」を、「附則第四条の第五十九項」に、「法施行規則附則第四条の第四第二十一項」を、「同条第二十項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の第五第二十一項に規定するもの(以下この号において、「平成二十一年軽油軽量車基準」という。)に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則附則第四条の第五第二十二項に規定するもの

附則第十一条の四第九項から第十二項までを削り、同条次に次の二条を加える。

(自動車取得税の免税点の特例)

第十一条の四の二 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十一条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十一条の四の三 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(附則第十一条の四第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第四条の六第一項に規定するもの(以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので同条第二項に規定するもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第四条の六第三項に規定するもの

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(附則第十一条の四第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第八十九条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第四条の六第四項に規定するもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので法施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

3 前二項の規定は、第九十三条又は第九十五条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則附則第四条の六第六項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十一条の六第一項及び第二項中「附則第十二条の二の四第一項各号」を「附則第十二条の二の七第一項各号」に、「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条第三項の表中「附則第十二条の二の四第一項」を「附則第十二条の二の七第一項」に改める。

附則第十一条の七を次のように改める。

(軽油引取税の税率の特例)

第十一条の七 軽油引取税の税率は、第二百二条の四の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

附則第十一条の七の次に次の一条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第十一条の八 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第九十八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第九十九条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第九十八条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第九十八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第九十九条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第九十八条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第十二条第一項中「で定めるものをいう。第四項」を「附則第五条第一項に規定するものをいう。第三項及び第四項」に、「で定めるものをいう。同項」を「附則第五条第二項に規定するものをいう。第三項及び第四項」に、「法施行規則で定めるもの及び」を「同条第三項に規定するもの及び」に、「混合物で法施行規則で定める」を「混合物で同条第四項に規定する」に、「法施行規則で定めるもの(第三項において「電気自動車等」という。)」を「同条第三項に規定するもの」に改め、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第百五条第一項、第三項及び第六項の規定の適用については、当該自

自動車平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので同条第二項に規定するもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第四項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（内燃機関を有する自動車併せて電気その他の法施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第七項に規定するものをいう。）

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第八項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十

一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの（次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので同条第十項に規定するもの

附則第十二条第四項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「（以下この号において「車両総重量」という。）及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの（以下この号において「を削り」、「という。）に適合し」を、「に適合し」に、「もので法施行規則で定める」を「もので法施行規則附則第五条の二第十項に規定する」に改め、同号ロ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの（以下この号において「及び」という。）を削り、「もので法施行規則で定める」を「もので法施行規則附則第五条の二第十二項に規定する」に改め、同条第三号中「で定める」を「附則第五条の二第十三項に規定する」に改め、同条第五項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第十四項」に、「第三項」を「（前項）」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、「当該自動車平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十一条第一項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。

附則第二十三条の三第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第十二条第一項の改正規定（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第五条に係る部分に限る。）は公布の日から、附則第二十三条の三第一項から第三項まで及び第五項の改正規定は平成二十二年六月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 次項及び附則第四項に定めるものを除き、改正後の宮城県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)第十八条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。)第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、改正前の宮城県県税条例(以下「旧条例」という。)附則第二十一条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。
(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

6 新条例附則第十一条の六の規定は、施行日以後に新条例第九十八条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第九十八条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧条例附則第十一条の六第二項において準用する旧条例第二百二条の十第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例附則第十一条の六第二項において準用する新条例第二百二条の十第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

8 この条例の施行の際現にされている旧条例附則第十一条の六第二項において準用する旧条例第二百二条の十一第一項の規定による免税証の交付の申請は、新条例附則第十一条の六第一項において準用する新条例第二百二条の十一第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

9 この条例の施行の際現に旧条例附則第十一条の六第二項において準用する旧条例第二百二条の十一第四項の規定により交付を受けている免税証は、新条例附則第十一条の六第二項において準用する新条例第二百二条の十一第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。
(自動車税に関する経過措置)

10 新条例附則第十二条の規定は、平成二十二年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(県税減免条例の一部改正)

11 県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
第七条の四第二項第一号中、「第四項又は第六項」を「又は第三項から第五項まで」に改める。